

町内会（自治会）長 各位

仙台市総務局広報課
課長 筒井 幸子

市政だより等広報紙の配布について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、仙台市の広報行政にご理解とご協力をいただき深く感謝を申し上げます。

さて、これまで市では、市政だより等の広報紙の配布を町内会等の団体にご協力をいただ
いてきており、令和 2 年度につきましても、2 月 5 日に開催された仙台市連合町内会長会第
1 1 回正副会長会において説明いたしました。つきましては、引き続き下記のとおり、広報
紙の配布についてご協力をいただきたくお願い申し上げます。

記

1 町内会への配送日および配送物

別紙「市政だより等発行計画および配送日程表（令和 2 年度）」のとおりです。

※ 原則として毎月 5 日までに各世帯へお配りくださるようお願いいたします。

※ 配送日程につきましては、各町内会の配送担当の方にご周知ください。

※ 市政だより等は配送日の午前 8 時から午後 6 時までにお届けします。**配送時間
のご希望には添えない場合もありますのでご了承ください。**仕分け作業等を行
う場合は、余裕をもったスケジュールを組んでいただくようご協力をお願いし
ます。

2 配送場所

町内会指定の場所に配送いたします。

※町内会長のお宅だけでなく配送担当の方のお宅などにも配送可能です。

※不在時の置き場所を指定いただくこともできます。

※お届け先、部数などに変更がある場合には毎月 1 2 日までに区役所総務課にご連
絡ください。

3 配布謝礼金

配布世帯数に応じて配布謝礼金を差し上げています。令和 2 年 6 月 1 日現在の配布世
帯数を基準に 1 年分を計算し、8 月中旬にお支払いする予定です。（別途、6 月頃に
手続きのご案内をいたします。）

裏面に続く⇒